

郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱要綱

平成15年4月1日制定
平成21年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和3年3月25日一部改正
令和4年4月1日一部改正
〔営業課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号。以下「条例」という。）第20条の2第1項ただし書又は郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号。以下「簡水条例」という。）第15条の2第1項ただし書きに規定する給水量の計量の必要があると認めたときの、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が設置した計量器（以下「私メーター」という。）による使用水量の計量及び条例第26条第3項又は簡水条例第22条第3項に規定する料金の徴収の取扱（以下「私メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱」という。）について、郡山市水道事業給水条例施行規程（平成10年郡山市水道局規程第17号）又は郡山市簡易水道事業給水条例施行規程（令和4年郡山市上下水道局第14号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の要件)

第2条 私メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱の適用を受けることができるのは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 私メーターの設置について郡山市遠隔量水器及び集中検針装置設置基準（平成15年4月1日制定）に規定する事前協議を行っていること。
- (2) 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたときに、常時立入り可能な建物であること。
- (3) 水道料金等（以下「料金等」という。）の未納がないこと。

(申請)

第3条 建物の所有者又は管理組合（以下「所有者等」という。）は、当該建物について私メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱を受けようとする場合は、郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る管理人選定（変更）届（第2号様式。以下「管理人選定（変更）届」という。）
- (2) 郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る水道利用者届（第3号様式）

(審査)

第4条 管理者は、前条による申請があった場合は、その要件について審査し、必要な指示を行うことができる。

2 管理者は、前項に規定する審査の結果不適合であると認めるときは、すみやかにその旨を理由を付して書面により申請者に通知する。

(契約)

第5条 管理者は、前条第1項に規定する審査の結果適合すると認めるときは、郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に関する契約書（第4号様式。以下「契約書」という。）により、所有者等と契約を締結する。

（適用の時期）

第6条 前条に規定する契約を締結したものについては、次の各号に掲げるところにより私メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱の適用を開始する。

- (1) 契約締結月が使用水量を計量する定例日の属する月（以下「定例検針月」という。）に該当する地区にある建物においては、次の定例検針月から適用する。
- (2) 契約締結月の翌月が定例検針月に該当する地区にある建物においては、契約締結月から2回目の定例検針月から適用する。

（管理人の選定等）

第7条 所有者等は、次の各号に掲げる事務を行わせるため、管理人を選定しなければならない。

- (1) 入居者の共用又は当該建物の管理の用に供するために設置した給水栓（以下「共用給水栓」という。）に係る料金の納入に関すること。
- (2) 水道の使用の入退居についての届出に関すること。
- (3) その他管理者の事務の取次ぎに関すること。

2 所有者等は、前項に定める管理人を、管理人選定（変更）届により管理者に届け出なければならない。管理人に変更があった際も同様とする。

（受水槽以下の維持管理）

第8条 受水槽以下の設備の維持管理及び水質の保全については、条例第8条の2第1項又は簡水条例第37条第1項の規定に基づき、設置者の責任においてこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、管理者は、受水槽以下の設備の維持管理及び水質の保全に関して適当な措置が必要であると認めるときは、設置者に対してこれを指示することができる。

（使用水量の計量及び料金等の算定）

第9条 管理者は、給水装置に設置した郡山市の水道メーター（以下「親メーター」という。）及び私メーターにより使用水量の計量を行い料金等を算定する。

2 水道の利用者及び共用給水栓の料金は、条例第26条第1項及び第3項又は簡水条例第22条第1項及び第3項の規定に基づき、私メーターにより計量した使用水量により算定するものとする。

3 共用給水栓に私メーターが設置されていない建物の場合は、契約により、次の式により算出した水量に基づいた料金等を算定するものとする。

料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－私メーターの計量水量の合計水量

4 親メーターの計量水量から私メーターの計量水量の合計を減じて得た水量が、親メーターの計量水量に100分の5を乗じて得た水量を超える場合は、契約により、次の式により算出した水量に基づいた料金等を算定するものとする。ただし、前項の規定に該当する建物の場合は適用しないものとする。

料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－私メーターの計量水量の合計水量－親メーターの計量水量×100分の5

5 私メーターの計量水量の合計水量より親メーターの計量水量が少ないときであっても水道の

使用者の料金等の算定については、第2項の規定を適用する。

(料金等の徴収)

第10条 管理者は、前条第2項の規定により算定した料金等を水道の利用者ごとに徴収する。

2 共用給水栓に私メーターが設置されている場合は、前条第2項の規定により算定した料金等を所有者等から徴収する。

3 共用給水栓に私メーターが設置されていない場合は、前条第3項の規定により算定した料金等を所有者等から徴収する。

4 親メーターの計量水量から私メーターの計量水量の合計を減じて得た水量が親メーターの計量水量に100分の5を乗じて得た水量を超える場合は、前条第4項の規定により算定した料金等を所有者等から徴収する。

5 水道の利用者の料金等の徴収の方法は、口座振替を原則とする。

(届出の義務)

第11条 所有者等は、契約事項及び受水槽以下の設備に変更があったときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(契約の解除)

第12条 管理者は、契約の相手方が契約条項に違反し、勧告してもなお是正されないときは、契約により、契約を解除することができる。

2 管理者は、前項に規定する契約の解除については、事前にその旨を理由を付して書面により契約の相手方に通知する。

3 所有者等が契約を解除しようとするときは、管理者に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 _____

_____号棟 _____号室

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

私メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

建物の住所 郡山市 _____

建物の名称 _____

お客様番号（親メーター） _____ - 000

建物の規模等

地上 _____階 地下 _____階

総戸数 _____戸 入居戸数 _____戸

共用給水栓 _____個（私メーターの設置箇所）

第2号様式（第3条関係）

郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る管理人選定（変更）届

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 _____

_____号棟 _____号室

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

次のとおり管理人を選定（変更）したので、連署の上お届けします。

建物の住所 郡山市 _____

建物の名称 _____

お客様番号（親メーター） _____ - 000

新管理人

住 所 _____

_____号棟 _____号室

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

旧管理人

住 所 _____

_____号棟 _____号室

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

第3号様式（その1）（第3条関係）

郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る水道使用者届

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 _____

_____号棟 _____号室

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

次のとおり水道の使用者全員連署のうえお届けします。

建物の住所	郡山市 _____
建物の名称	_____
お客様番号（親メーター）	_____ - 000

水道使用者名簿（その1）

部屋番号	(ふりがな) 使 用 者 名 (電 話 番 号)	部屋番号	(ふりがな) 使 用 者 名 (電 話 番 号)

第4号様式（第5条関係）

郡山市私メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に関する契約書

郡山市上下水道事業管理者_____（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、乙が管理する建物に水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が設置した計量器（以下「私メーター」という。）による使用水量の計量及び水道料金等の徴収の取扱に関して次のとおり契約を締結する。

（契約の対象）

第1条 この契約の対象は次の建物とする。

- (1) 建物名 _____
- (2) 建物所在地 郡山市 _____
- (3) 建物棟数及び戸数（1個の給水装置に設置した郡山市の水道メーター（以下「親メーター」という。）で使用水量が計量されるもの）
_____棟 _____戸
- (4) 入居者の共用又は当該建物の管理の用に供するために設置した給水栓（以下「共用給水栓」という。）の私メーターの数
_____個

（水質の保全及び受水槽以下の設備の維持管理）

第2条 受水槽以下の設備の修繕、その他の給水施設の維持管理及び水質の保全については、関係法令を遵守し、すべて乙の責任において行うものとする。

- 2 甲は、必要と認めたときは乙の受水槽以下の設備の検査を行い、乙の負担で適当な措置を講じさせることができるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

（私メーターの設置）

第3条 乙は、私メーターの設置については、郡山市遠隔量水器及び集中検針装置設置基準に基づき、これを設置するものとする。

（私メーターの維持管理）

第4条 乙は、乙が設置した私メーターのうち、水道の使用者及び共用給水栓ごとの遠隔量水器については、計量法第72条第2項に規定する特定計量器の検定の有効期間（政令で8年間と規定される。）を経過する前にこれを取替しなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、乙が設置した私メーターのうち、集中検針装置については、これを設置した日の翌月の1日から起算して16年目に取替しなければならない。
- 3 前2項に規定するほか、乙は、乙が設置した私メーターが正常に動作するようその維持管理を行わなくてはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく取替に要する費用、私メーターの動作に要する費用及びその他私メーターの維持管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（乙の取扱事務）

第5条 乙は、この契約に関して次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 第8条第2項から第4項に規定する水道料金等の納入に関すること。
- (2) 水道の使用者の入退居に係る届出に関すること。

(3) その他甲の事務の取次ぎに関すること。

(管理人の選定)

第6条 乙は、前条の各号に掲げる事務を行わせるため、管理人を選定しなければならない。

2 乙は、管理人を選定したときは、甲に届け出なければならない。管理人に変更があった際も同様とする。

(使用水量の計量及び水道料金等の算定)

第7条 甲は、使用水量を計量する定例日（以下「定例検針日」という。）に、親メーターにより受水槽の使用水量を計量すると同時に、水道の利用者及び共用給水栓の使用水量を私メーターにより計量するものとする。

2 甲は、水道の利用者及び共用給水栓の水道料金等を、私メーターにより計量した使用水量に基づき算定するものとする。

3 共用給水栓に私メーターが設置されていない場合は、次の式により算出した水量に基づいた水道料金等を算定するものとする。

水道料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－私メーターの計量水量の合計水量

4 親メーターの計量水量から私メーターの計量水量の合計を減じて得た水量が、親メーターの計量水量に100分の5を乗じて得た水量を超える場合は、次の式により算出した水量に基づいた水道料金等を算定するものとする。ただし、第3項に該当する場合はこの限りではない。

水道料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－私メーターの計量水量の合計水量－親メーターの計量水量×100分の5

5 私メーターの計量水量の合計水量より親メーターの計量水量が少ないときであっても、第2項に基づき水道利用者の水道料金等を算定するものとする。

(水道料金等の徴収)

第8条 甲は、水道の利用者の水道料金等を、水道の利用者ごとに徴収する。

2 共用給水栓の水道料金等は、乙又は管理人（以下「乙等」という。）から徴収する。

3 共用給水栓に子メーターが設置されていない場合は、前条第3項に基づき算定した水道料金等を乙等から徴収する。

4 前条第4項の式による水量が生じた場合は、同条同項に基づき算定した水道料金等を乙等から徴収する。

(「水道料金・下水道等使用料のお知らせ」票の交付)

第9条 乙は、甲から定例検針日に「水道料金・下水道等使用料のお知らせ」票の交付を受けるために、水道の利用者ごとの区画すべての玄関ドアに投入口又はエントランスホールに水道の利用者ごとに区分した投入箱を設置するものとする。

(水道料金等の納入)

第10条 水道の利用者の水道料金等の納入方法は、原則としてすべて口座振替とし、甲は、その領収証書を次回の定例検針日に「水道料金・下水道等使用料のお知らせ」票に併記し交付するものとする。

(職員等の立入り)

第11条 乙等は、上下水道局職員及び甲からその業務の委託を受けた者から身分証明書の提示を受け、水道の利用者への訪問、通行の申出を受けたときは、その通行を妨げないものとする。

(水道料金等の未納者に対する措置)

第12条 甲は、水道の利用者のうちに水道料金等を納入期限までに納入しない者があるとき、当該未納者に督促の通知を行っても納入されない場合は、その理由の継続する間、給水を停止できるものとする。

(届出)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙又は管理人に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下の設備に変更があったとき。
- (3) その他契約内容に変更があったとき。

(受水槽以下において生じた不具合への対処)

第14条 私メーターを含む受水槽以下の設備において生じた故障及び水質汚濁その他通常の水道使用に係る不具合について、水道の利用者から改善の要求を受けたときは、すべて乙が対処しなければならない。

(周知及び協力)

第15条 乙等は、水道の利用者に対して常にこの契約の内容を周知し、甲の業務が円滑に処理できるように協力しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反し、勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項に規定する契約の解除については、事前に書面をもって乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責めを負わない。
- 4 乙が契約を解除しようとするときは、甲に届け出なければならない。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、契約書2通を作成し甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 郡山市豊田町1番4号
郡山市上下水道事業管理者

乙